

別紙

1 建築士事務所の開設者の状況（建築士法第23条の4関係）

建築士事務所の開設者が、建築士法第23条の4第1項及び第2項の各号に該当していないか。

2 建築士事務所の登録事項の変更の届出懈怠（建築士法第23条の5関係）

建築士法第23条の2第1号又は第3号から第5号までに掲げる登録事項について、変更が生じているにもかかわらず届出がなされていないままになっていないか。また、変更の届出があった場合、それが虚偽の届出ではないか。

※ これと併せて、開設者は所属建築士に対し住所等の届出及び建築士定期講習の受講を促すよう、指導すること。

3 管理建築士の専任状況（建築士法第24条関係）

(1) 管理建築士が、建築士事務所の業務上の監督について常に責任を持って行っているか（建築士事務所における業務の実施状況については、保存された帳簿及び図書により、管理建築士の専任状況については、出勤簿及び賃金台帳によりチェックするものとし、特に管理建築士が外出中のときは、外出先及び要件を尋ねること。）。

(2) 業務の受託に関し、管理建築士が契約時等に技術的観点からの必要な意見を述べているか。

(3) 管理建築士は、管理建築士講習を受講しているか。

4 業務に関する帳簿の備付け及び保存の状況（建築士法第24条の4第1項関係）

(1) 建築士法施行規則第21条に規定する事項を記載した帳簿を備付け、その他業務記録及び契約書が整理されているか。

(2) 業務に従事した建築士及び建築設備士の帳簿への記載について、組織図等により、業務の体制が明確に把握できるような記載がなされているか。

(3) 適正な契約の確保を図るため、書面による契約の締結等により契約内容の明確化がなされているか。

※ 書面による契約の締結は、法令で義務づけられているものではないが、建築士事務所の適正な業務の実施に大いに資するものである。

(4) 建築設備等の専門技術事務所に業務の一部を委託した場合に、委託業務の概要等について帳簿の記載がなされているか。

(5) 業務の受託に関して、契約時等に、管理建築士が技術的観点からの意見を述べた場合に、その意見の概要について帳簿への記載がなされているか。

(6) 設計又は工事監理以外のその他の業務を行った場合についても、適切に帳簿への記載がなされているか。

5 図書の保存状況（建築士法第24条の4第2項関係）

建築士法施行規則第21条に規定する設計図書が完全に保存されているか（特に、保存期間に留意すること。）。

6 標識の掲示状況（建築士法第24条の5関係）

標識が公衆の見易い場所に掲示されているか。また建築士法施行規則第22条（第7号様式）に規定する内容及び寸法となっているか。

7 書類の閲覧状況（建築士法第24条の6関係）

建築士法施行規則第22条の2第2項に規定する第7号の2書式による書類を備え置き、設計等を委託しようとする建築主の求めに応じ閲覧させているか。

8 書面の交付状況（建築士法第24条の8関係）

建築士事務所の開設者は、建築主から設計等の委託を受けたとき、建築士法第24条の8及び建築士法施行規則第22条の3に規定する事項を記載した書面を交付しているか。

- ① 法第24条の8及び規則第22条の3に規定する内容が記載されている限り、設計等に係る契約書や工事請負契約書が交付されている場合において、当該契約書の交付をもって書面の交付義務を果たしたこととなる。
- ② 他の建築士事務所から設計等を再委託されるような業者間取引の場合においても、書面の交付が必要であることに留意する。

9 業務に必要な表示行為の状況（建築士法第20条関係）

- (1) 設計図書への記名押印が行われているか（昭和27年5月15日付け建設省住指発第44号（別添2）参照。なお、「一級建築士、二級建築士の別」とあるのは、「一級建築士、二級建築士及び木造建築士の別」と読み替えること）。
- (2) 工事監理の結果を建築士法施行規則第17条の15（第4号の2の2書式）に規定する工事監理報告書により建築主に報告しているか。
- (3) 構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合に、その旨の証明書を設計の委託者に交付しているか。
- (4) 建築設備士の意見を聴いたときに、その旨が設計図書及び工事監理報告書において明らかにされているか。

※ 建築設備に係る業務委託の状況を把握し、保存された設計図書及び工事監理報告書との照合を行うこと。

10 設計等の業務報告書の提出（建築士法第23条の6）

毎事業年度ごとの事業報告書について、提出時期に所定事項を記載の上、提出しているか。

1 1 名義貸しの禁止（建築士法第24条の2）

事務所の開設者において自己の名義貸しにより他人に事務所業務を営ませていないか。

1 2 再委託の制限（建築士法第24条の3関係）【改正士法（H20.11.28 施行）】

- (1) 建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託していないか。
- (2) 建築士事務所の開設者が、委託を受けた階数が3以上、かつ、床面積1000m²以上の共同住宅の設計又は工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託していないか。

1 3 重要事項の説明等の状況（建築士法第24条の7関係）【改正士法（H20.11.28 施行）】

- (1) 建築士事務所の開設者が、建築主と設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ管理建築士等をして、建築主に対し、建築士法第24条の7第1項及び建築士法施行規則第22条の2の2に規定する事項について記載した書面を交付して、説明をさせているか。

※ 他の建築士事務所から設計等を再委託されるような業者間取引の場合においては、重要な事項の説明は必要ない。

- (2) 管理建築士等が説明をするとき、建築主に対し、建築士免許証等を提示しているか。

1 4 その他の業務執行状況

上記以外に建築士法第26条第1項又は第2項に規定する監督処分事由に該当する項目がないか。

- (例) 二級建築士が、その属する建築士事務所の業として建築士法第3条に違反して設計を行ったとき。
- (例) 住宅金融支援機構の住宅改良資金貸付に係る調査判定業務において、虚偽の判定書を作成し交付する等開設者がその業務に関し不正な行為をしたとき。

1 5 工事監理体制の状況

工事監理業務を適正に行うための文書等によるチェックシステムが確立されているか（工事監理業務を実施するに当たって、工事監理計画書、工事監理日誌等を作成しているか等を中心に指導すること）。

注1 「工事監理計画書」とは、円滑かつ適正な工事監理業務を行うためにあらかじめ作成する作業予定表であり、工事監理の日程、重点箇所、実施方法等を記載したものである。様式は、適宜でよい。

注2 「工事監理日誌」とは、工事が設計図書のとおりに実施されていない時における工事施工者に対する注意、工事施工者が当該注意に従わないときにおける建築主に対する報告、工事施工者等の関係者との打合わせ等の重要な事項について、日時を明らかにして記録にとどめる

ものである。様式は適宜でよい。

(注意、報告、打ち合わせ等の相手方から、その時々に記録内容に異存がない旨の記名又は捺印をもらうようにしておけば、より望ましい。)

注3 「工事監理計画書」及び「工事監理日誌」は、ともに法令で作成することが義務付けられているものではないが、工事監理の適正な執行及び責任の明確化に大いに資するものであり、建築士自身にとっても極めて有意義なものである。